

# 一般社団法人 産業応用工学会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人産業応用工学会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本会は、福岡県北九州市戸畑区に主たる事務所を置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、産業応用工学に関する研究並びに知識および技術の普及や、産学連携を促進することにより、学術、産業ならびに文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 研究発表会、学術講演会、国際会議、講習会および見学会等の開催
- 2 論文報告、研究報告および資料等を含む会誌の刊行
- 3 研究の奨励ならびに表彰
- 4 調査研究の受託ならびに技術指導
- 5 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、電子公告により行う。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員 本会の対象とする領域において専門の学識、技術又は経験を有し、かつ、本会の対象とする領域に対して強い興味を有する個人

(2) 学生会員 大学(大学院・短期を含む。)、工業高等専門学校、高等学校およびこれに準ずる学校に在学し、本会の対象とする領域に興味のある者

(3) 個人賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人

(4) 団体賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とし、社員総会における議決権を有する。

(会員の資格の取得)

第7条 本会の会員になるには、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 会員は、本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、毎年、別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 本会の会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条のほかに、会員は、次のいずれに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を3年以上にわたって履行しなかったとき。
- (2) 総会員が合意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき、又は解散したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、正社員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(種類)

第13条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(権限)

第14条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の選任及び解任
- (3) 監事の選任及び解任
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催し、臨時社員総会はある必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議決権の数)

第18条 社員は各1個の議決権を有する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び選出された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

## 第5章 理事および理事会

(理事の員数)

第21条 本会の理事は、3名以上とする。

2 前項の理事をもって一般法人法上の理事とする。

(選任)

第22条 理事は社員総会の決議によって選任する。

(理事の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の解任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(理事会の設置)

第25条 本会は、理事会を置く。

2 理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(会長及び副会長)

第26条 本会は、理事会の決議により、代表理事1名を定め、代表理事は会長とする。

2 理事会は、その決議により4名以内の副会長を選定することができる。

3 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を遂行し、その他の理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

(理事会の招集権者)

第27条 理事会は、法令の別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(理事会の議長)

第28条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(理事会の決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会の議事の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第32条 理事に対する報酬及び退職慰労金は支給しない。

## 第6章 監事

(監事の設置)

第33条 本会は、1名以上の監事を置く。

(選任)

第34条 監事は社員総会の決議によって選任する。

(任期)

第35条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した監事の補欠として、又は増員により選任された監事の任期は、前任者又は在任監事の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第36条 監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(職務と権限)

第37条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(報酬及び退職慰労金)

第38条 監事に対する報酬及び退職慰労金は支給しない。

## 第7章 計算

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会で承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほかに、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第41条 本会の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、これを福岡県に帰属させる。

## 第8章 附則

(最初の事業年度)

第43条 本会の最初の事業年度は、本会の成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第44条 本会の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事 芹川 聖一

設立時理事 楊 世淵

設立時理事 張 力峰

設立時理事 中島 翔太

設立時理事 北園 優希

設立時監事 山脇 彰

(設立時代表理事)

第45条 本会の設立時の代表理事は、次のとおりである。

設立時代表理事 芹川 聖一

(設立時の社員の氏名)

第46条 本会の設立時の社員の氏名は、次のとおりである。

設立時社員 芹川 聖一

設立時社員 楊 世淵

設立時社員 張 力峰

設立時社員 中島 翔太

設立時社員 北園 優希

設立時社員 山脇 彰

(法令の準拠)

第47条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法及びその他の法令に従う。